

# 実務の視点から読み解く今後の金融行政のポイント

長島・大野・常松法律事務所 弁護士

梅澤 拓

## 一 はじめに

金融行政は大きな変革期を迎えている。昨年末、パブリックコメント募集手続に付された「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」（以下、「基本方針等」という）と、今後公表予定の「ディスカッション・ペーパー」は、金融機関の態勢整備につき、実務上大きな影響を与えることが予想される。また、金融庁が昨年11月に公表した「平成29事務年度金融行政方針」および同年10月公表の「平成28事務年度金融レポート」においては、重要

なキーワードが提示されており、同年3月公表の「顧客本位の業務運営に関する原則」とあわせ、金融機関の態勢整備のあり方に変革を迫る内容となっている。本稿では、本稿執筆時点までに公表されたこれらの資料を基に、経営管理、コンプライアンス・リスク管理態勢整備および顧客本位の業務運営に関する金融行政の方向性について、実務の観点から理解しておくべき重要なポイントにつき解説する。

## 二 検査・監督基本方針に見る金融行政の方向性

1 検査監督手法

(1) 金融検査マニュアル廃止後の態勢整備

基本方針案においては、平成31年4月1日以降に金融検査マニュアルが廃止されることが予告されているが、「これまでに定着した金融機関の実務を否定するものではない」とされている。したがって、金融検査マニュアルを踏まえてこれまで整備されてきた現状のリスクカテゴリーごとの内部管理態勢を維持することが直ちに問題視されるものではない。しかし、今後は、各金融機関が、3つの手法による検査監督の目指すところを正確に理解し、創意工夫によって優れたガバナンスと内部管理態勢の確立に向けた取り組みを進めることが重要となる。特に、「コンプライアンス・リスク管理」と「3つの防衛線」のコンセプトの導入は、現在の内部管理態勢のあり方を問い直すための契機となる。

(2) 3つの手法

平成29年3月17日に公表された金融モニタリング有識者会議報告書を受け、金融行政は「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に視野を広げていくものとされており、検査・監

# 1 金融機関の事業承継支援と国の施策の活用

中小企業庁 事業環境部 財務課 鈴木龍司

## 1 前提となる社会状況

### 1 事業承継促進の必要性

現在、中小企業における経営者の高齢化が急速に進展している。今後5年から10年程度で、きわめて多数の中小企業が事業承継のタイミングを迎え、承継か、廃業か、という選択の岐路に立たされようとしている。中小企業は、企業数ベースで見ると、日本の企業全体の実に約99・7%を占めているとともに、一社一社が、長年の経験に

裏打ちされたかけがえのないノウハウや地域で育まれた文化の一端をなす伝統的な技術等を有しており、地域経済を支える重要な役割を果たしている。中小企業が有するこのような経営資源をしっかりと次世代に承継し、さらに、意欲の旺盛な若い世代が経営者として活躍する場を広げ、地域経済のさらなる活性化を実現するためには、事業承継の円滑化に向けた取組みを官民あげて早急に強化していかなければならない。

日本社会においては、前述の

とおり、中小企業経営者の高齢化が進展している。経営者の年齢分布を見ると、1995年には47歳であったポリウムゾーンが、2015年には66歳までスライドしてきている（図表1）。今後5年から10年の間に、これら多くの経営者が、平均引退年齢とされる70歳前後を迎え、それにより経営者の「大量引退」が生じることが予想される。

また、引退を控えた60歳以上の経営者のうち、約5割が自分の代限りでの廃業を予定してい

ることを示すデータもあり、前述のような経営者の大量引退が、大量の廃業につながることもあり得る。仮にそうなった場合、これまで中小企業に蓄積されてきた技術やノウハウといった、地域経済を支える重要な経営資源が失われ、地域経済に深刻な打撃を与えかねない。

一方で、中小企業の直近の売上高の増減に着目すると、経営者が30代から40代である中小企業において、売上高が増加している割合がもつとも高いことを示す調査結果もあり、若い（壮

## TOPIC②

# お客さまに優しい営業店づくり



### 一 はじめに

金融機関は、国民が日常的に利用する社会的インフラであり、その利用者は多岐にわたる。他方で、金融機関が提供するサービスは、個人の財産に関

する重要なものであるため、行職員において慎重かつ確実な取扱いが求められる事項も多い。では、営業店に来店した利用者が障がい者や高齢者（以下、「障がい者等」という）であった場合、金融機関は、当該障がい者

等に対して適切にサービスが提供できているだろうか。サービスの慎重さや確実さを重視するあまり、障がい者等の意向を蔑ろにしているだろうか。金融庁が「平成29事務年度金融行政方針」の「顧客の信頼・安心感

## 1 営業店における態勢整備のポイント



シティユーワ法律事務所 弁護士  
宗形 徹也

むなかた・てつや●2006年慶應義塾大学大学院修了、07年弁護士登録（東京弁護士会）。労働法を中心とする企業法務全般や商事訴訟を含む各種紛争を取り扱い、障がい者法制にも知見がある。

の確保」の項目において「障がい者や高齢者の利便性向上」を掲げているように、来店した障がい者等にいかなるサービスが提供できるかという問題は、各金融機関における顧客態勢整備の指標といっても過言ではない。本稿では、法令等を踏まえて、すべての利用者にとって優しい営業店とはどのようなものかを具体的に検討することとしたい。

### 二 法令等を踏まえた障がい者等の利便性向上のための態勢整備のポイント

#### 1 差別解消法の制定

我が国は高齢社会と呼ばれて久しいが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の改正により、かつては原則60歳とされていた定年が原則65歳に引き上げられる等、社会情勢に伴い、高齢者の概念は変容している。また、加